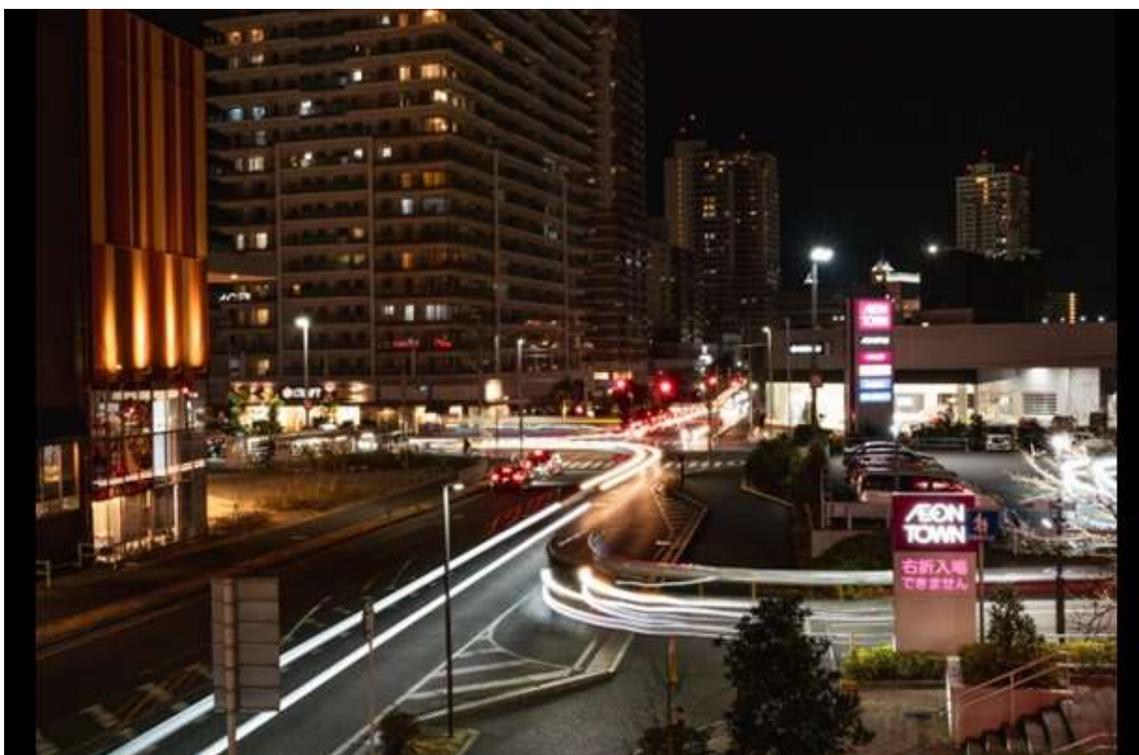


佐倉市

デジタルサイネージガイドライン（案）



1 佐倉市デジタルサイネージガイドラインについて

近年、光や動き、音を活用したデジタルサイネージ等の新しい屋外広告物が見られるようになりました。そのような広告物は、従来の屋外広告物と比べ、より効果的な宣伝効果が期待されます。

一方で、光や音を発することから、周辺環境に与える影響が大きく、周囲に健康被害をもたらす恐れや、不快な印象を与えることが懸念されています。

デジタルサイネージ等の広告物を、佐倉市景観計画の中で運用するために、景観上の配慮項目についてまとめました。千葉県屋外広告物条例と、本ガイドラインに基づき景観誘導を行うことで、佐倉市の良好な景観形成を目指します。

2 デジタルサイネージとは

本ガイドラインの対象としているデジタルサイネージとは、「電子的なディスプレイなどの表示機器を使った、屋外(屋外に向けて)で継続的に公衆に対し、動画をはじめとした情報を発信する屋外広告物及びそれに類する広告物」とします。

尚、警察や消防などによる安全性・緊急性のための公共広告物等は除きます。

3 共通のルール

① 明るさを抑える

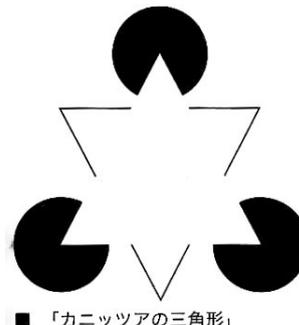
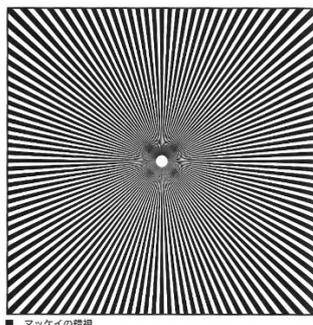
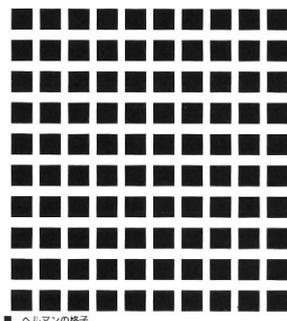
屋外のデジタルサイネージは、太陽光の下で見えるように高輝度に設定されることが多いです。しかし、夜間では眩しさの影響が大きくなり、信号の見落とし等の危険性も考えられます。季節や時間帯を考慮した輝度の設定を心掛けると共に、輝度が調整できるディスプレイの設置をお願いします。

夜間の輝度は 1000cd/m²以下としてください。ただ、季節・天気などで眩しさが変わるため、周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

点灯時間は、7:00~23:00の時間帯としてください。ただし、必要があれば消灯も検討してください。また、高彩度色、全発光の白は行わないことが望ましいです。

② 模様

渦巻が動く、細かい縞模様、同心円等、錯覚を引き起こすような規則的なパターン模様は避けることが望ましいです。



③ 動き

映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けてください。また、高速モーションは避け、画面の切り替えや表現はゆっくりとしたものにしてください。

- ・赤色の点滅は避ける。
- ・連続して2秒を超える点滅は避ける。

④ 音

複数の音は騒音を引き起こす原因となり、市民の生活を脅かすものになります。音の出力は行わない事が望ましいです。

⑤ 交通に配慮した配置

歩行者の進行方向に対し、真正面を向いている突き出し看板などは、進行を妨げる要因となるため、壁面広告を推奨とします。また、信号交差点付近の設置は信号機と誤認されやすく、交通事故を引き起こす恐れがあるため、信号機の延長線上、急カーブでの設置はしない事が望ましいです。

⑥ 設置

設置の高さは9m以下(建物の3階相当)としてください。ただし、ペDESTリアンデッキのように歩行者空間が2階以上の部分にある場合等については、協議の上取り扱いを決定します。また、ディスプレイの大きさは10㎡以下としてください。

⑦ 表示内容

以下のコンテンツは表示しないでください。

公序良俗に反するもの

- ・暴力や反社会的なもの
- ・風俗的、性的なもの
- ・法的に抵触する恐れのあるもの
- ・いじめ、差別、人権侵害を想起させるもの
- ・政治的なもの
- ・宗教的なもの

4 対象地域

佐倉市は駅の近くまで住宅が広がっているため、デジタルサイネージによる生活への影響が懸念されます。このことから、対象地域はユーカーが丘駅周辺の商業地域を推奨します。表示面の正面に居宅がある場合は、デジタルサイネージの設置を行わないことが望ましいです。

5 相談フロー

デジタルサイネージを設置する場合は、屋外広告物の許可申請をする前に、事前相談が必要になります。事前相談は、相談結果の反映が可能な時期にしてください。相談が長引く場合は、表示時期を遅らせて頂く可能性があります。

